

# 網走市マスコットキャラクター「ニポネ」及びロゴマークの 利用に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、網走市マスコットキャラクター「ニポネ」及びロゴマーク(以下「キャラクター等」という。)のデザインの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(キャラクター等に関する権利)

**第2条** キャラクター等に関する一切の権利は、網走市(以下「市」という。)に属する。  
2 キャラクター等のデザインは、別に定める網走市マスコットキャラクターニポネデザイン集(以下「デザイン集」という。)のとおりとする。

(キャラクター等の利用)

**第3条** キャラクター等を利用しようとする者は、あらかじめ網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用申込書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、デザイン集のものを変更することなく利用するときは、この限りではない。

- (1) 市がその業務の目的で利用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で利用するとき。
- (3) 網走市観光協会及び網走市物産協会が観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図る目的で利用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

(利用の承認等)

**第4条** 市長は、前条の規定による利用の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 不当な利益を得るために利用すると認められるとき。
  - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (6) キャラクター等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - (7) キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の利用が適当でないとして認められる場合
  - (8) 市の事業又は市が認める関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定による申込みを承認するときは、網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用(変更)承認通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、利用を承認しないときは、網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用(変更)不承認通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、利用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(利用に係る料金)

**第5条** キャラクター等の利用に係る料金は、当分の間、無料とする。

(利用の承認期間)

**第6条** 利用の承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日まで、又は市長が適当と認める期間までとする。

2 前項に規定する利用の承認期間が終了し、再度利用の承認を受けようとする者は、第3条の規定による網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用申込書により市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(利用上の遵守事項)

**第7条** 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた目的及び用途にのみ利用し、市長が指示する利用条件に従うこと。
- (2) 定められたデザインの色、形状等を正しく利用すること。ただし、市長が特に認める場合は、キャラクター等のイメージを崩さない範囲で変形し、又は他の図案、文字等を組み合わせて利用することができる。
- (3) キャラクター等のイメージを損なう利用をしないこと。
- (4) 利用者は、この利用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) 網走市マスコットキャラクター「ニポネ」には、デザイン集に定めるロゴマークを付記すること。ただし、スペース等の関係により、ロゴマークを付記することが困難な場合は、「©網走市」の付記をもって代えることができる。
- (7) 前号の規定にかかわらず、ロゴマーク又は「©網走市」を付記することが困難な場合は、市長が認める表現方法とする。
- (8) キャラクターを利用した物品、商品及び出版物等（以下「物品等」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、物品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

(承認内容の変更)

**第8条** 利用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用承認変更申込書（第4号様式）により市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認める場合は、網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用(変更)承認通知書により申込者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、変更を承認しないときは、網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用(変更)不承認通知書により申込者に通知するものとする。

(利用の承認の取消し)

**第9条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に対し、網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により利用の承認を取り消された者は、網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用承認取消通知書の通知があった日以後、当該物件を利用してはならない。
  - 4 市長は、第1項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に対し、当該利用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

**第10条** 前条の規定によりキャラクター等の利用の承認を取り消した場合、利用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- 2 利用者が、キャラクター等の利用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。
- 3 利用者が、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

**附 則**

この要綱は、平成24年12月4日から適用する。